

# 秋葉いこいの広場指定管理者の候補者選定結果

安城市指定管理者選定委員会において、指定管理者の候補者となる団体を次のとおり選定しました。

- 1 指定管理者候補者 西三河エリアワン・エコネットあんじょうグループ  
(優先交渉権者) 刈谷市大手町5丁目1番地
- 2 指定期間 平成26年4月1日から平成31年3月31日  
(5年間)
- 3 指定管理料提案額 85,000千円(5年間総額) ※注1
- 4 選定経過
  - (1) 募集要項等配布期間 平成25年7月16日から平成25年7月31日
  - (2) 応募受付期間 平成25年9月2日から平成25年9月13日
  - (3) 応募団体数 2団体
  - (4) 選定委員会開催日 平成25年10月10日(木)

## 5 選定理由

指定管理者選定委員会における書類審査及び面接審査の結果「NPO参加メンバーによる情報発信力」、「多くの市民団体とのネットワーク」、「活動内容の豊富さ」などが評価され、上記団体を優先交渉権者に選定しました。

## 6 選定結果の詳細

応募団体	第1位と採点した委員数	第2位と採点した委員数	参考：総合計点 (1400点満点)
西三河エリアワン・ エコネットあんじょうグループ	4	3	1146
A社	3	4	1133

※注1 消費税率について5パーセントで計算した金額。消費税増税が決定したため、実際の指定管理料は増税分を考慮した金額となる。

※選定委員数：7名

※選定方法：委員ごとに選定採点表に示す項目ごとに採点し、その合計点が高い順に順位をつけ、第1位とした委員を最も多く獲得した団体を優先交渉権者、次に多く獲得した団体を次点交渉権者とする。また、すべての委員が1位とした団体があった場合は、第2位とした委員を多く獲得した団体を次点交渉権者とする。ただし、各委員の合計点(総合計点)が満点(1400点)の6割に満たない場合は選外とする。なお、応募が1団体の場合は、総合計点が満点の6割を満たせば優先交渉権者とする。